

変 更 案	現 行
事業活動脱炭素化取組指針	事業活動脱炭素化取組指針
平成22年 4月 1日 変更 平成27年 5月22日 変更 平成31年 4月 1日 変更 令和 5年 3月30日 変更 令和 5年 4月 1日 変更 令和 6年 4月 1日 変更 令和 7年 4月 1日	平成22年 4月 1日 変更 平成27年 5月22日 変更 平成31年 4月 1日 変更 令和 5年 3月30日 変更 令和 5年 4月 1日 変更 令和 6年 4月 1日
(略)	(略)
3 特定事業者に係る脱炭素化に向けた取組	3 特定事業者に係る脱炭素化に向けた取組
(略)	(略)
(6) 事業活動脱炭素化取組計画書の作成 ア 計画書の作成単位及び様式 特定事業者は、市内に設置している全ての事業所等に係る計画について取りまとめを行い、事業者ごとに条例第10条第1項各号及び規則第6条各号に掲げる事項を記載した規則第1号様式及び指針様式第1号による事業活動脱炭素化取組計画書（以下「計画書」という。）を作成するものとする。 また、大規模事業所にあつては、その事業所等ごとに、温室効果ガスの排出の量及びエネルギー使用量の削減目標等を指針様式第1号の別紙により作成するものとする。 なお、大規模事業所のうち、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設（以下「発電所等」という。）については、(4)ウ(ウ)の規定にかかわらず、他人への電気又は熱の供給に係るものを含む基準排出量、目標排出量（当該特定事業者が設置する電気又は熱の供給系統全体の排出量原単位）及び当該目標を達成するための削減対策を記載するものとする。 計画書は、規則第46条の規定により、正本1通及びその写し1通を提出するとともに、作成をした規則様式及び指針様式の電子媒体を併せて市長に提出するものとする。（以下、事業活動脱炭	(6) 事業活動脱炭素化取組計画書の作成 ア 計画書の作成単位及び様式 特定事業者は、市内に設置している全ての事業所等に係る計画について取りまとめを行い、事業者ごとに条例第10条第1項各号及び規則第6条各号に掲げる事項を記載した規則第1号様式及び指針様式第1号による事業活動脱炭素化取組計画書（以下「計画書」という。）を作成するものとする。 また、大規模事業所にあつては、その事業所等ごとに、温室効果ガスの排出の量及びエネルギー使用量の削減目標等を指針様式第1号の別紙により作成するものとする。 なお、大規模事業所のうち、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設（以下「発電所等」という。）については、(4)ウ(ウ)の規定にかかわらず、他人への電気又は熱の供給に係るものを含む基準排出量、目標排出量（当該特定事業者が設置する電気又は熱の供給系統全体の排出量原単位）及び当該目標を達成するための削減対策を記載するものとする。 計画書は、規則第32条の規定により、正本1通及びその写し1通を提出するとともに、作成をした規則様式及び指針様式の電子媒体を併せて市長に提出するものとする。（以下、事業活動脱炭

変 更 案	現 行
素化取組計画書変更等届出書及び事業活動脱炭素化取組結果報告書の提出について同じ。) (略) 4 中小規模事業者に係る脱炭素化に向けた取組 (1) 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書等の任意提出 ア 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書 中小規模事業者は、条例第10条第3項の規定により、条例第10条第1項第1号、第2号及び第4号並びに規則第4条第2号から第4号及び第6号から第10号に掲げる事項を記載した規則第3号様式及び指針様式第2号による中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を作成し、市長に提出することができる。なお、条例第10条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる事項についても、記載の上で提出することができる。 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書は、規則第46条の規定により、正本1通及びその写し1通を提出するとともに、作成した規則様式及び指針様式の電子媒体を併せて市長に提出するものとする。(以下、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書変更等届出書及び中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書の提出について同じ。) (略) 5 雑則 (略) (2) 立入調査等 市長は、条例第41条第1項の規定に基づき、必要に応じ、計画書及び結果報告書の内容、計画に基づく措置の実施状況の確認等のため、必要な報告又は資料を求めるとともに、その職員に事業所等に立入調査をさせることができる。 (3) 勧告・公表 市長は、条例第42条の規定に基づき、次に掲げる場合、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。また、条例第43条の規定に基づき、正当な理由なく当該勧告に従わないと	素化取組計画書変更等届出書及び事業活動脱炭素化取組結果報告書の提出について同じ。) (略) 4 中小規模事業者に係る脱炭素化に向けた取組 (1) 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書等の任意提出 ア 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書 中小規模事業者は、条例第10条第3項の規定により、条例第10条第1項第1号、第2号及び第4号並びに規則第4条第2号から第4号及び第6号から第10号に掲げる事項を記載した規則第3号様式及び指針様式第2号による中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を作成し、市長に提出することができる。なお、条例第10条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる事項についても、記載の上で提出することができる。 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書は、規則第32条の規定により、正本1通及びその写し1通を提出するとともに、作成した規則様式及び指針様式の電子媒体を併せて市長に提出するものとする。(以下、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書変更等届出書及び中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書の提出について同じ。) (略) 5 雑則 (略) (2) 立入調査等 市長は、条例第39条第1項の規定に基づき、必要に応じ、計画書及び結果報告書の内容、計画に基づく措置の実施状況の確認等のため、必要な報告又は資料を求めるとともに、その職員に事業所等に立入調査をさせることができる。 (3) 勧告・公表 市長は、条例第40条の規定に基づき、次に掲げる場合、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。また、条例第41条の規定に基づき、正当な理由なく当該勧告に従わないと

変 更 案	現 行
きには、当該勧告を受けた事業者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。 ア 特定事業者が計画書の提出等を行わなかった場合若しくは虚偽の提出をした場合、又は立入調査等に応じなかった場合 イ 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を提出した事業者が当該計画書等について虚偽の提出をした場合、又は立入調査等に応じなかった場合 (略)	きには、当該勧告を受けた事業者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。 ア 特定事業者が計画書の提出等を行わなかった場合若しくは虚偽の提出をした場合、又は立入調査等に応じなかった場合 イ 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を提出した事業者が当該計画書等について虚偽の提出をした場合、又は立入調査等に応じなかった場合 (略)